## 老人居宅生活支援事業開始届記入要領 (地域密着型サービス)

- (1)「事業経営者」欄には、法人の所在地、名称並びに代表者の氏名を記載すること。
- (2) 複数の事業を開始する際には、それぞれの種類ごとに作成すること。
- (3)「職員の職種」「職務の内容」欄等には、下表に示す職員について記載すること。

事業の種類	記入職員
老人居宅介護等事業	オペレーター、面接相談員、訪問
(夜間対応型訪問介護)	介護・計画作成担当者
老人デイサービス事業	生活相談員、看護職員、介護職員、
(認知症対応型通所介護)	機能訓練指導員
(介護予防認知症対応型通所介護)	1及比例(株)日安央
小規模多機能型居宅介護事業	
(小規模多機能型居宅介護)	介護従業者、計画作成担当者
(介護予防小規模多機能型居宅介護)	
認知症対応型老人共同生活援助事業	
(認知症対応型共同生活介護)	計画作成担当者、介護職員
(介護予防認知症対応型共同生活介護)	

看護職員とは、看護師・准看護師をいいます。

- (4)「主な職員の氏名」欄には、老人居宅介護等事業にあっては、「管理者、サービス提供責任者」を、それ以外の事業にあっては「管理者」について記載すること。
- (5)「事業を行おうとする区域」欄は、市町村単位(大阪市にあっては区単位)で記載すること。
- (6) 事業の用に供する施設の「種類」欄は、「老人デイサービス事業」についてのみ記載すること。
- (7)「入所定員、登録定員または入居定員」欄は、「老人デイサービス事業」は、記載不要。

## 【添付書類】

- (1) 届出者の登記事項証明書又は条例
- ※ 介護保険指定申請と同時にこの届出を提出する場合は、添付書類について省略可。